

# 瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日  
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	学齢簿
行政機関等の名称	瑞穂町教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部学校教育課学務係
個人情報ファイルの利用目的	就学における本人の資格審査のために利用する。
記録項目	学校名、氏名、性別、住所、世帯状況
記録範囲	瑞穂町に在住歴のある就学対象者の状況
記録情報の収集方法	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条の学齢簿編製を根拠とし、住民基本台帳に基づいて行う。※住民課の住民基本台帳からの提供。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	学校教育法施行令第3条の学齢簿編製を根拠とし、学齢簿に変更、錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行う。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	1,000人以上
備考	住民基本台帳システムと付随連動しています。